

（基準の特例）

第18条の2 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長又は消防署長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、本節の基準によらなくとも消防長が火災予防上安全であると認めた火気設備については、特例設置を認めることができることとして、弾力的に運用ができるように規定したものである。

これは、これら設備等の技術開発等がめざましく、また、消費生活の多様化、高度化とも相まって、特殊な構造又は使用方法等によるものや条例の予想し得ない設備等で、条例の規制によらなくとも安全性の高いものの出現が予想されるため、現実性を加味した運用ができるようにしているものである。